

認可地縁団体 の手引き

阿見町町民生活部
町民活動推進課町民協働係
阿見町中央一丁目1番1号
電話 888-1111 内線272

目 次

認可地縁団体とは

- 1 「地縁による団体」の法人格取得が可能となった経緯…………… 1
- 2 地縁による団体の定義…………… 1

認可の申請にあたって

- 3 認可の要件…………… 3
- 4 認可申請の流れ…………… 4
- 5 認可申請の必要書類…………… 5

認可後の認可地縁団体

- 6 申請した事項に変更があったら…………… 6
- 7 証明書の発行…………… 8
- 8 印鑑登録…………… 8
- 9 登記について…………… 8
- 10 認可地縁団体に関わる税金…………… 9
- 11 認可の喪失…………… 9
- 12 留意事項及び認可地縁団体の義務…………… 10

資料編

区規約例

地方自治法（抄）

地方自治法施行規則（抄）

認可地縁団体とは

1. 「地縁による団体」の法人格取得が可能となった経緯

これまで、行政区、自治会等（以下「行政区」という。）については、法人格が与えられていなかったため、団体名義での不動産登記ができませんでした。

そのため、行政区が所有する集会施設等の土地や建物の登記は、区長など行政区の代表者等の個人名義でなされており、その名義人が亡くなったり、転居したりした場合には、新たに登記の変更（遺産相続、住所移動、所有者の変更等）が必要となり、相続など財産上のトラブルが絶えず、各方面から解決策が求められていました。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、一定の手続きにより行政区が法人格を取得し、行政区の名前で資産を持ち、管理することができることになりました。

ただし、行政区の法人格は、行政区の資産と管理に限られています。

2. 地縁による団体の定義

「地縁による団体」は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。

したがって、行政区のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定的に特定されている団体、または老人会・婦人会のように構成員となるために性別や年齢などの条件が必要な団体は、「地縁による団体」に該当しません。

<参照条文・・・地方自治法第260条の2第1項>

認可の申請にあたって

3. 認可の要件

「地縁による団体」が法人格を得るためには、町長の認可が必要となります。

この町長の認可の目的は、不動産等の行政区名義での登記等を可能にすることにあるため、すでに不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提とされています。

また、法人格を得るために組織された名前だけの自治会や区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、一定の区域内で安定的に存在しているとは言い難い団体は認可の対象とはなりません。

次に掲げる4つの事項すべてを満たすことが認可の要件となります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動の実施を目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

特定の活動でなく、清掃活動・防犯活動・防災活動・集会施設の維持管理など、一般的に自治会活動と考えられる活動の実施を目的とし、現に行う必要があります。

- (2) 「地縁による団体」の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域において「地縁による団体」が相当の期間にわたって存続していること。

団体の構成員のみならず、町民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている（町名や字名、住居表示に基づく区域であること。若しくは道路や河川等により画されていること。）必要があるとされています。また、認可申請前より、区域が安定した状態で存続している必要があります。

- (3) 「地縁による団体」の区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができるとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味ですので、世帯単位・世帯主のみを構成員としている場合は、個人単位での構成員とするよう改める必要があります。生まれたばかりの子どもでも構成員であれば名簿に記載する必要があります。また、区域内に住所があること以外に年齢や性別、国籍等の加入条件をつけたり、加入を希望する人を拒むことは認められません。構成員に対し、不当に差別的扱いをすることも禁じられています。

ここでいう「相当数」とは、区域内の全住民の概ね過半数とみなされます。

- (4) 下記の事項の全てを含む規約を定めていること。

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

認可を受ける場合には、上記8項目全てを含んだ規約を定める必要があります。

また、規約にこの項目以外の定めを設けることに関しては問題ありませんが、地縁による団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますので、そのような項目を活動目的に含むものは認められません。

<参照条文・・・地方自治法第260条の2第2項、第3項、第4項>

4. 認可申請の流れ

実際に認可申請を行う場合は、下記の流れとなります。

(1) 区内で法人化申請について話し合う



(2) 町民活動推進課へ事前相談



(3) 規約案などの作成



(4) 総会を開催し、下記事項等を議決する

①規約の改正

②認可申請することの議決

③代表者の決定

④構成員の確定

⑤保有する資産の確定



(5) 申請書類の作成および提出



(6) 町民活動推進課にて提出書類の確認



(7) 認可要件審査（書類等に不備があった場合は再提出を求めます）



(8) 町長による認可の告示

5. 認可申請の必要書類

認可申請には、町長に次の書類の提出が必要となります。

(1) 認可申請書

町民活動推進課に用紙があります。必要事項を記入し、以下の書類を添付して、町民活動推進課へ提出することとなります。
--

(2) 規約

「3. 認可の要件 (4)」で記述した要件を全て含む規約であり、総会での承認を得たもの。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可申請について議決した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの。

(4) 構成員の名簿

構成員全員（世帯主のみでなく子どもも含む全員）の住所・氏名を記載した名簿である必要があります。「3. 認可の要件 (3)」の要件も満たす必要があります。

(5) 区域図

団体の区域が明確に分かる地図である必要があります。

(6) 保有資産目録又は保有予定資産目録

申請時点で不動産等を保有している場合には保有資産目録、近い将来取得予定の場合には保有予定資産目録を作成してください。（共に該当する場合は両方作成）

(7) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

事業報告書や決算書、当年度の事業計画書や予算書等、具体的な活動が分かる書類。区の総会資料として添付したもので結構です。

(8) 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出した総会議事録の写し及び代表者になることを承諾した旨の承諾書で本人の署名・押印のあるもの。

(9) 代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任の有無を記載した書類

該当が無い場合は、「無」に○をつけてください。

(10) 代理人の有無を記載した書類

この場合の「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人のことを指します。特に該当が無い場合は、「無」に○をつけてください。

※提出が必要とした書類には、地方自治法施行規則に定めるものの他、認可の判断を行うにあたって、必要であると考えられる書類を含んでいます。

<参照条文・・・地方自治法施行規則第18条>

認可後の認可地縁団体

6. 申請した事項に変更があったら

認可地縁団体として認可された後も、以下のような場合は、届出が必要となります。

(1) 規約を変更した場合

認可地縁団体となった団体は、規約に変更があるときは、以下の【申請に必要なもの】を提出してください。

【申請に必要なもの】

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類
(総会議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの)

<参照条文・・・地方自治法第260条の3，地方自治法施行規則第23条>

(2) 告示事項を変更した場合

告示事項に変更があった場合には、以下の【申請に必要なもの】を提出してください。この届出をもとに町長は変更の告示を行います。告示がない限り、登記手続きに必要な「地縁団体台帳」の内容も更新されず、また、変更内容は第三者に対して対抗できませんので、変更がある場合には必ず届出をしてください。
告示事項とは以下のものです。

【告示事項】

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主なる事務所
- ⑤ 代表者の氏名および住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務執行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨ 認可年月日

※解散した場合(破産した場合を除く)及び清算終了の場合にも所定の事項を告示することとなります。

【申請に必要なもの】

- ① 告示事項変更届出書
- ② 告示事項に変更があった旨を証する書類
(総会議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの)
- ③ 代表者になることを承諾した旨の承諾書で本人の署名・押印のあるもの
(代表者の変更の場合)

<参照条文・・・地方自治法第260条の2第10項, 第11項, 第13項
地方自治法施行規則第19条, 第20条>

7. 証明書の発行

町長による告示を受けた後には、認可証明として「地縁団体台帳の写し」の交付を受けることができます。この請求は、地方自治法第260条の2第12項の規定により誰でも行うことができます。

【申請に必要なもの】

- ① 認可証明申請書
- ② 手数料 1通300円

<参照条文・・・地方自治法第260条の2第12項，地方自治法施行規則第21条>

8. 印鑑登録

認可地縁団体となった場合、役場町民課への申請により団体印の登録をすることができます。

【登録に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 登録する認可地縁団体の印鑑
- ③ 代表者個人の実印
- ④ 代表者個人の印鑑登録証

なお、団体登録印の変更がない場合でも、代表者が変更になった場合には、新規登録が必要となりますので、新しい代表者は団体登録印鑑及び代表者個人の実印と印鑑登録証を持参して、登録を行ってください。

9. 登記について

認可地縁団体になると、団体名義で資産の登記・登録ができます。登記手続きにつきまして、詳しくは法務局にお問い合わせください。

なお、登記申請書に添付が必要な「地縁団体台帳の写し」の発行については「8. 証明書の発行」をご覧ください。

10. 認可地縁団体に関わる税金

法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。法人税法等においては、法人税法第2条第6号に規定する「公益法人等」とみなされ、収益事業のみ課税対象となります。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
町税	法人町民税	減免措置あり	課税
	固定資産税	減免措置あり	課税
県税	法人県民税	減免措置あり	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

※詳しい内容は、各担当窓口までお問い合わせください。

<参照条文・・・地方自治法第260条の2第15条，第16条，第17条>

11. 認可の喪失

(1) 認可の取り消し

認可地縁団体が「3. 認可の要件」で掲げた4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったときや不正な手段により認可を受けたとき、町長は認可を取り消すことがあります。

具体例としては、次のような場合が考えられます。

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたと

き

- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

<参照条文・・・地方自治法第260条の2第14項>

(2) 解散

認可地縁団体が以下の1つにでも該当するとき、認可地縁団体は解散することになります。法人として破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることになります。解散は、町長に対して届出（町長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要となります。なお、破産宣告の請求を怠った時など、非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることになるのでご注意ください。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき
- ③ 認可を取り消されたとき
- ④ 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき
（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ⑤ 構成員が欠亡したとき

<参照条文・・・地方自治法第260条の20～260条の39>

12. 留意事項及び認可地縁団体の義務

【留意事項】

- ① 認可を受けた団体は、認可後であっても、従来のように住民により任意的に組織された団体であることに変わりはなく、市町村の監督指揮下に置かれるようなことはありません。
- ② 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。また、構成員に対して不当な差別的扱いをしてはいけません。
- ③ 認可地縁団体は特定の政党のために活動することが禁止されています。

- ④ 構成員は個人に限られており、区域内に住所を有していても法人、組合等の団体を含めることはできません。ただし、様々な支援を受ける関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは差し支えありません。

<参照条文・・・地方自治法第260条の2第6項, 第7項, 第8項, 第9項>

【発生する義務】

- ① 毎年一月から三月までの間（ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時）に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければなりません。
- ② 構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。
- ③ 少なくとも毎年1回、構成員による通常総会を開催しなければなりません。
（総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければなりません。）
- ④ 代表者及びその代理人が職務を行うについて、他人に加えた損害を賠償する責任を負わなければなりません。

<参照条文・・・地方自治法第260条の2第15項, 第260条の4,
第260条の13>

資料編

〇 〇 〇 区 規 約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設、街路照明（防犯灯）の維持管理
- (4) 防犯、防火、文化及び体育に関すること
- (5) 〇〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇区と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、阿見町〇〇△△番地から□□番地までの区域とする。

(※河川や道路等による区域の表示でも客観的であれば可)

(事務所)

第4条 本会の事務所は、茨城県稲敷郡阿見町〇〇△△番地□□に置く。

(例：集会施設等の所在)

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を区長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が区長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 区長 1名
- (2) 副区長 ○名 (※町行政区規則の基準に準じる。)
- (3) 会計 ○名

(4) その他の役員 ○名

(5) 監事 ○名

(6) 班長 各班1名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と区長、副区長、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 区長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 区長、副区長、会計及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

5 班長は、班を代表し、班務を処理する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、区長が招集する。

- 2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、区長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。(1世帯で1つの表決権とするという意味)

(1) ○○○○○

(2) ○○○○○

(総会の書面表決権等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第26条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

- 2 区長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(班長会)

第29条 班長会は、区長又は班長の〇分の1以上の要請があった場合に開催するものとする。

(班会)

第30条 班会は、班内外の諸問題について討議し、必要ある場合は班長を通じて、役員会に意見を提出することができる。

第6章 専門部会

(専門部会)

第31条 第1条の事業を実施するため、次に掲げる専門部会を設置することができる。

- (1) 環境衛生部会
- (2) 婦人部会
- (3) ○○○部会
- (4) ○○○部会

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第34条 本会の資産で第32条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年○月□日に始まり、△月◇日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第39条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、阿見町長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第40条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第42条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及

び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第43条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、区長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

地方自治法

発令 　　：昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号

最終改正：平成 29 年 6 月 23 日号外法律第 74 号

改正内容：平成 28 年 12 月 9 日号外法律第 101 号[平成 30 年 1 月 1 日]

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
- ③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記を

することについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

地方自治法施行規則

発令　　：昭和22年5月3日号外内務省令第29号

最終改正：平成30年3月19日号外総務省令第10号

改正内容：平成30年3月19日号外総務省令第10号[平成30年3月19日]

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録
- 五 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 六 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があった場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所

へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 解散した場合（破産による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

へ 解散年月日

四 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約変更の認可申請〕

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。